

○平成17年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

平成18年2月3日 国会公第214号

国土交通事務次官から各発注機関の長あて

平成17年度国土交通省所管事業の執行については、既に平成17年4月1日付け国会公第184号により種々御配慮をお願いしているところであるが、平成17年発生に係る台風及び豪雨等による河川等の被害の早期復旧並びに再度災害防止、緊急震災、公共交通の安全確保、安全上問題のある建築物及びアスベストに係る対策等のため緊急に対応すべき事業並びに公共事業の平準化を図るための一般公共事業に係る国庫債務負担行為の追加等を内容とする補正予算が2月3日に成立したので、これによる追加事業を含めた今後の所管事業の執行に当たっては、前記通達によるほか、下記の事項に十分留意の上、引き続き適正な事業の実施を図られたく、命により通達する。

(官庁営繕部、施設等機関、特別の機関、地方支分部局、気象庁、海上保安庁、高等海難審判庁)

なお、これに伴い、事業の実施に当たる職員の健康管理についても十分留意されたい。

記

- 1 平成17年度補正予算による追加事業については、被災地の速やかな復旧及び今後の災害防止等を図るため、早期実施に努めること。
- 2 入札・契約手続を早期かつ適正に行うため、可能な限り一般競争入札方式等の手続に要する期間の短縮に努めるとともに、工事の種類、現場条件等を考慮した概算数量発注の積極的活用等により、引き続き事務の改善及び効率化に努めること。
- 3 平成17年7月15日に閣議決定された「平成17年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の趣旨を踏まえ、引き続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。